

市有財産売払一般競争入札公告

市有財産（不動産）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

甲斐市長 保 坂 武

1 入札に付する物件

以下の物件を個別に入札に付し、売払う。

（土地）

物件 番号	所在及び地番	現況 地目	公募 地目	実測 面積	実測 面積計	最低売払 価格
R8-1	甲斐市 篠原字大冷間 1174 番	雑種地	宅地	311.31 m ²	332.33 m ²	6,746,000 円
	甲斐市 篠原字大冷間 1176 番 5	雑種地	宅地	21.02 m ²		
R8-2	甲斐市 中下条字前田 1245 番 3	雑種地	宅地	98.97 m ²	98.97 m ²	4,276,000 円
R8-3	甲斐市 篠原字戸田道下 795 番 19	雑種地	宅地	29.53 m ²	96.32 m ²	1,926,000 円
	甲斐市 篠原字戸田道下 797 番 5	雑種地	宅地	66.79 m ²		
R8-4	甲斐市 岩森字道下 1629 番 11	雑種地	宅地	120.60 m ²	163.93 m ²	3,213,000 円
	甲斐市 志田字水無 372 番 1	雑種地	宅地	43.33 m ²		

※入札保証金は、入札しようとする金額の100分の5以上の金額とすること。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

次のいずれにも該当しない者であること。なお、共同入札は不可とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者。または、同条第2項各号の規定に該当する者であって、当該各号に該当する事実があった日から3年を経過していない者。
- (2) 個人または法人の役員等、もしくは代理人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号及び同法第32条第1項各号の規定に該当する者
- (3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - イ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ロ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用する等している者
 - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ニ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - ホ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員または構成員
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する甲斐市職員
- (7) 所在市区町村税を滞納している者
- (8) 前記（2）～（7）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (9) 日本語を完全に理解できない者

3 入札案内書及び契約条項その他関係書類を示す場所及び期間

- (1) 場所 甲斐市篠原2610番地
甲斐市役所総務部アセットマネジメント推進課資産活用係
(本館3階32番窓口)
- (2) 期間 令和8年9月10日（木）から令和8年10月23日（金）まで
(土・日曜日、祝祭日を除く。)
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで

4 入札の参加申込等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、売払物件ごとに所定の申込書及び添付書類を揃え申込むとともに、次の5のとおり入札保証金を納付すること。

- (1) 場所 〒400-0192 甲斐市篠原 2 6 1 0 番地
 甲斐市役所総務部アセットマネジメント推進課資産活用係
 (本館 3 階 3 2 番窓口)
- (2) 期間 令和 8 年 1 0 月 1 3 日 (火) から令和 8 年 1 0 月 2 3 日 (金) まで
 (土・日曜日、祝祭日を除く。)
 なお、郵送の場合は、令和 8 年 1 0 月 2 3 日 (金) 必着とする。
- (3) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、売払物件ごとに入札しようとする金額の 1 0 0 分の 5 以上(1 円未満切上げ)を指定された納付方法により、入札に参加しようとする者の名義で納付しなければならない。
 なお、入札保証金納入に要する経費(振込手数料等)は入札に参加しようとする者の負担とする。
- (2) 納付期限 令和 8 年 1 0 月 2 9 日 (木)
- (3) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができる。
- (4) 落札者以外の入札保証金は返還するが、入札終了後概ね 1 ヶ月程度を要する。
- (5) 落札者が、甲斐市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は甲斐市に帰属する。
- (6) 入札保証金には利息は付さない。

6 入札の方法及び受付期間

- (1) 入札方法
 入札は、3 の規定による入札書の用紙を使用し、封筒に入札書のみを入れて封をし、表に「自己の住所、氏名」を記載するとともに、朱書きで「物件番号」を記載し、その封筒と入札保証金納付証明書を別の封筒に入れ、入札受付期間中に簡易書留郵便または持参の方法により提出すること。
- (2) 場所 〒400-0192 甲斐市篠原 2 6 1 0 番地
 甲斐市役所総務部アセットマネジメント推進課資産活用係
 (本館 3 階 3 2 番窓口)
- (3) 期間 令和 8 年 1 0 月 3 0 日 (金) から令和 8 年 1 1 月 9 日 (月) まで
 (土・日曜日、祝祭日を除く。)
 なお、郵送の場合は、令和 8 年 1 1 月 9 日 (月) 必着とする。
- (4) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

7 入札の無効

一般競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
- (2) 指定した日時までに到着しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金の納付が確認できない者の入札
- (5) 入札金額が最低売却価格に達しない額の入札
- (6) 入札保証金が入札金額の100分の5未満の額の入札
- (7) 入札書に入札者の住所、氏名(法人の場合は、法人名及び代表者名)の記載及び押印のない入札。また、代理人により入札する場合は、入札書に入札者の住所、氏名の記載並びに代理人の住所、氏名の記載及び押印のない入札
- (8) 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他入札書の必要記入事項を欠いた入札
- (11) 1物件につき、入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札をした場合は、その全部の入札
- (12) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札をした場合は、その双方の入札
- (13) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (14) 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿(法人のみ)の提出がない入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年11月10日(火) 午前10時から
- (2) 場所 甲斐市役所 竜王庁舎本館3階 大会議室

9 立会申請に関する事項

入札参加者は開札に立合うことができる。その場合、立会申請書を提出すること。詳細は「市有財産売却一般競争入札案内書」を参照すること。

- (1) 提出期限 令和8年11月6日(金) 午後5時まで
- (2) 提出場所 甲斐市役所総務部アセットマネジメント推進課資産活用係
(本館3階32番窓口)

10 契約の締結

落札者は、甲斐市が定めた契約保証金(売買代金の100分の10以上)を納付のうえ、令和8年11月17日(火)までに、契約を締結しなければならない。なお、契約締結と同時に売買代金全額を納付する場合は、契約保証金の納付は免除となる。

11 売買代金の納入

- (1) 契約を締結した者は、令和8年12月18日(金)までに、甲斐市が交付する納入通知書により当該契約に係る売買代金を納付しなければならない。
- (2) 契約を締結した者は、既に納付した契約保証金を売買代金の一部として充当するこ

とができる。この場合において、売買代金と既に納付された契約保証金との差額を令和8年12月18日（金）までに、甲斐市が交付する納入通知書により納付しなければならない。

12 落札者の決定の方法

有効な入札を行った者のうち、入札最低価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札された者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

13 条件等

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号及び同法第32条第1項各号に規定する暴力団等の事務所その他これらに類する用途
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途
- (3) 所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付ける場合についても、当該条件を付して売却及び貸付するものとする。
- (4) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の条件に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- (5) 上記（1）及び（2）における当該第三者の前各号に定める義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければならない。

14 その他

- (1) 物件は、現状有姿（あるがままのすがた）の引き渡しとなるため、必ず事前に現地の状況の確認を行うこと。
- (2) 開発（建築）等に当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令等により規制がある場合があるため、落札者はこれら法令を遵守し開発（建築）等を進めなければならない。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。
- (4) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
甲斐市役所 総務部アセットマネジメント推進課 資産活用係
〒400-0192 甲斐市篠原2610番地
電話番号 055-268-2326（内線1576・1577）